

第198回職業安定分科会	参考資料
令和5年10月11日	

産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）【コロナ特例】の廃止 について（令和5年10月末廃止予定）

現行制度及び今後の方向性

- コロナ禍における雇用への影響が長期化する中で、働く方々のモチベーションの問題等を踏まえ、労働者の雇用を在籍型出向により維持する事業主及び当該労働者を受け入れる事業主双方に対して助成を行うもの（令和3年2月創設）。
- 雇用保険法施行規則において「当分の間」助成することとなっている（コロナ特例）。
- 令和5年10月末をもって、当該コースの廃止を予定。既に提出されている出向計画は経過措置として認める。

廃止の背景

1 新型コロナウイルス感染症を取り巻く環境の変化

- ・ 令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類相当から5類に変更されるなど、新型コロナウイルス感染症を取り巻く環境が変化しており、コロナ特例である雇用維持支援コースを継続する必要性が低下。

2 人手不足感の高まり

- ・ 日銀短観（2023年6月調査）では、製造業、非製造業ともに人手不足感が高まっている中で、雇用維持支援コースの特徴である出向先を確保するための出向先事業主に対する助成の必要性も低下。

3 出向労働者数の減少

- ・ 雇用維持支援コースを利用している出向労働者数は、令和5年8月現在ではピーク時（令和4年3月約1万人）の5割（約5千人）まで減少。
- ・ 在籍型出向により雇用を維持する事業主（出向元事業主）が「雇用量を増加させていないこと」等の支給要件を追加（令和5年6月26日）した結果、出向計画届の出向労働者数が減少（令和5年4月～6月 444人/月 → 7月 56人、8月 17人）。
- ・ 出向労働者数が増加している業種の事業主に対してヒアリング等を実施した結果、92%の事業主について雇用量の増加が見られた。

産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、**在籍型出向により労働者の雇用を維持**する場合に、**出向元・出向先の双方の事業主**に対して、一定期間（最長2年）の助成を行う。

2 事業の概要

■ 助成内容

○ 出向初期経費助成

労働者（雇用保険被保険者）を在籍型出向により送り出す事業主（出向元事業主）及び当該労働者を受け入れる事業主（出向先事業主）に対して、就業規則や出向契約書の整備費用、出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向者を受け入れるための機器や備品の整備（出向先のみ）など、**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**（※1）（※2）

	出向元事業主	出向先事業主
助成額	各10万円／1人あたり（定額）	
加算額（※3）	各5万円／1人あたり（定額）	

（※1）出向先事業主については1年度あたり500人を上限

（※2）企業グループ（資本金の50%を超えて出資等）内の出向の場合は助成対象外

（※3）出向元事業主（雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業からの送り出し）または出向先事業主（異業種からの受入れ）がそれぞれ一定の要件を満たす場合に加算

○ 出向運営経費助成

出向元事業主及び出向先事業主に対して、賃金・教育訓練・労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**（※4）

	中小企業（※5）	中小企業以外（※5）
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・先の計）	12,000円／1人1日あたり	

（※4）出向先事業主については1年度あたり500人を上限

（※5）企業グループ内出向の場合の助成率
：中小企業2/3、中小企業以外1/2

○ 出向復帰後訓練助成

出向元事業主が、出向から復帰した労働者に対して、出向で新たに得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練（off-JT）（※6）を行った際に、**訓練に要する経費及び訓練期間中の賃金の一部を助成**

	助成内容
経費助成	実費（上限30万円）
賃金助成	1人1時間あたり900円（上限600時間）

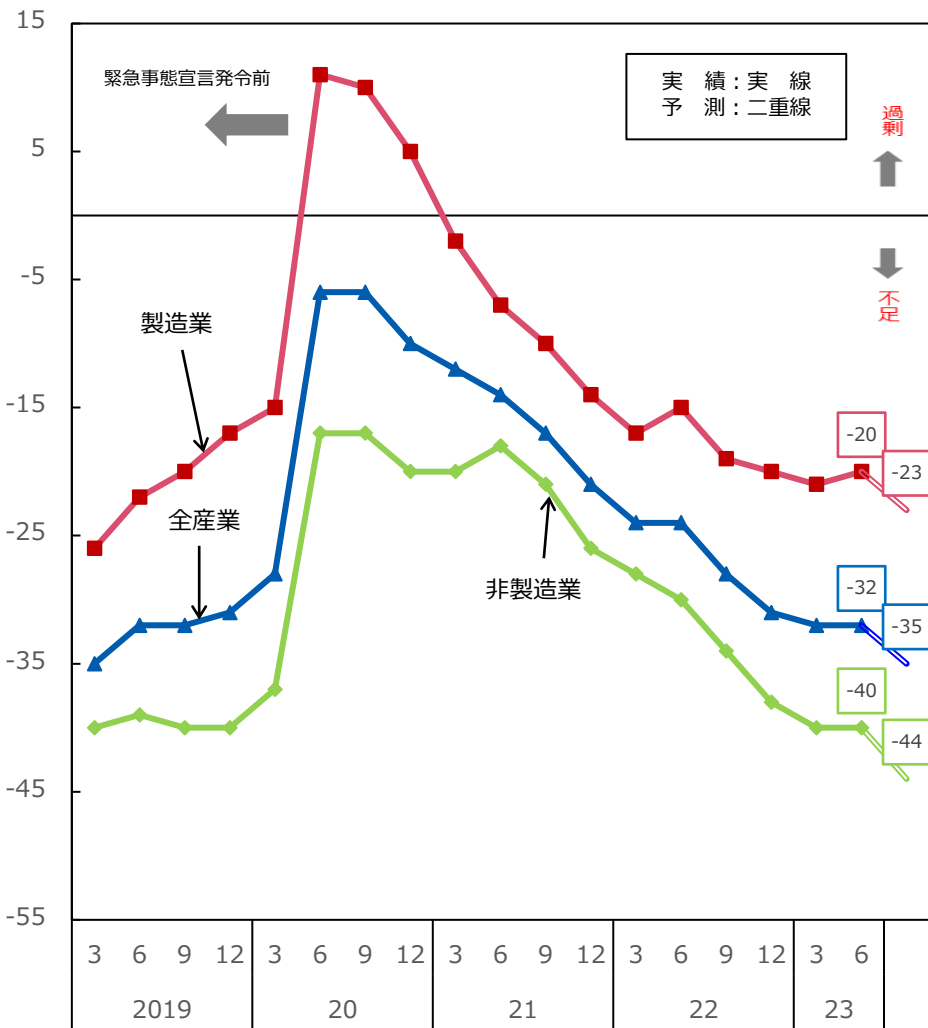
（※6）出向から復帰後3か月以内の訓練開始や、訓練期間は6か月以内などの要件あり

【活用例】

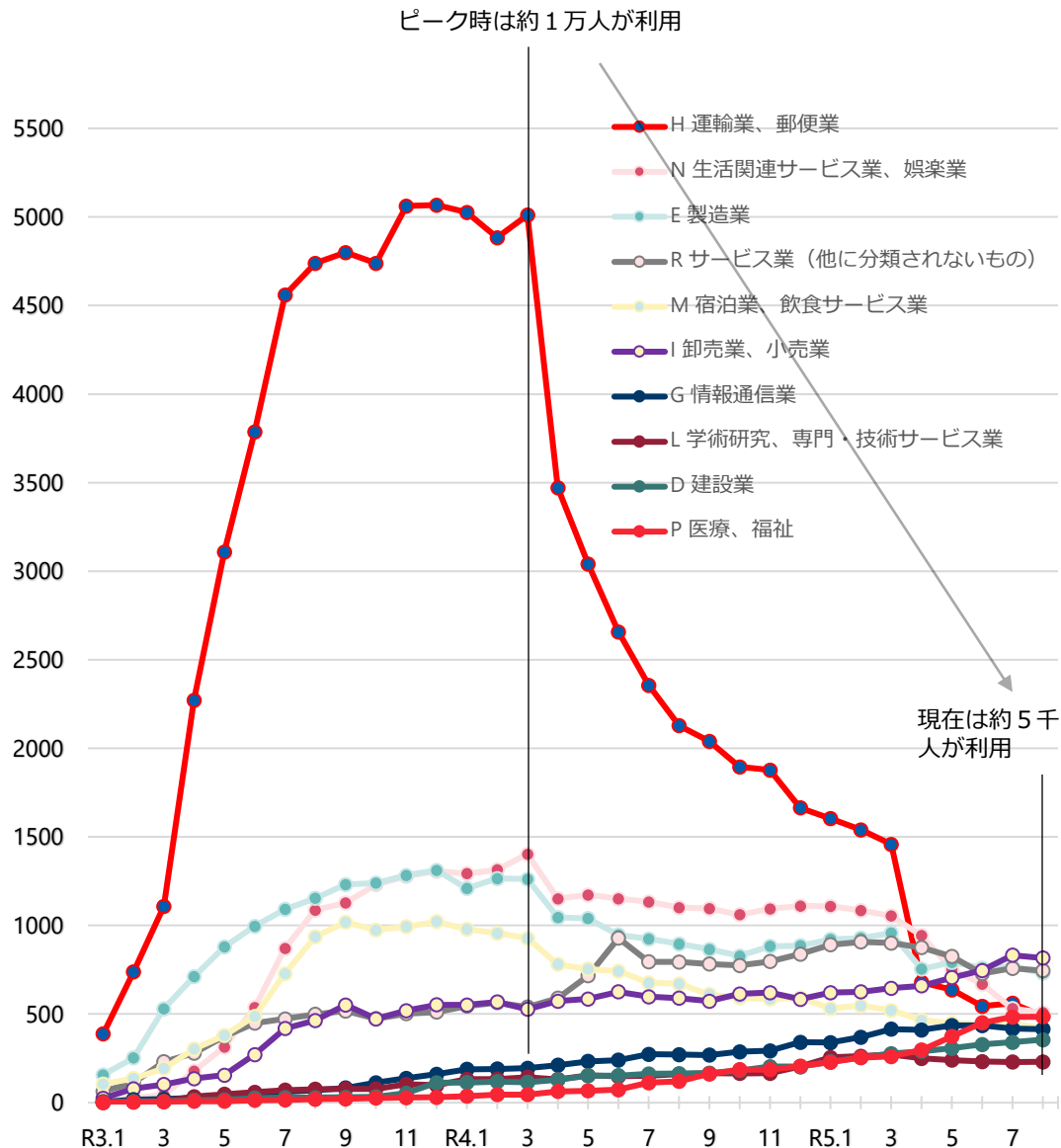
情報通信業へ出向しITスキルを得た労働者が、復帰後更なる訓練（外部講座）を受け、IT人材として社内のDX化に貢献する など

日銀短観（2023年6月調査）による 雇用人員判断D.I（実績及び予測）

【業種別】



雇用維持支援コースを利用している 出向労働者数の推移（出向計画受理状況）



産業雇用安定助成金 出向計画受理状況

(令和3年2月5日(制度創設日)～令和5年8月31日実績) ※速報値

- ▶ 産業雇用安定助成金の出向計画受理件数は、労働者ベースで20,591人。
- ▶ 企業規模別に見ると、中小⇒中小が最多の11,029人(53.6%)、以下、大⇒大3,933人(19.1%)、中小⇒大2,993人(14.5%)、大⇒中小2,503人(12.2%)
- ▶ 業種別に見ると、出向元の最多は運輸業・郵便業(7,627人)、出向先の最多はサービス業(他に分類されないもの)(4,741人)、出向成立の最多は運輸業・郵便業⇒サービス業(他に分類されないもの)(2,073人)、異業種への出向割合は60.6%

計画届受理状況

()内は独立性が認められない事業主間で行う出向

出向労働者数	出向元事業所数	出向先事業所数
20,591人(5,004人)	2,197所(793所)	3,219所(859所)

※令和5年8月31日時点の実績

企業規模別 (人)

()内は独立性が認められない事業主間で行う出向

出向先	出向元	
	大企業	中小企業
大企業	3,933(162)	2,993(183)
中小企業	2,503(321)	11,029(4,338)
官公庁	62	71

月別 (人)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R2'	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	1,852	1,866
R3'	2,728	1,177	1,704	1,206	665	975	640	744	628	508	691	1,148	12,814
R4'	555	330	322	260	224	340	330	376	431	380	322	636	4,506
R5'	460	381	491	56	17								1,405

業種別 (人)

出向先	出向元																				合計
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	
A 農業 林業	22	0	0	5	16	0	1	69	10	0	0	2	14	2	0	0	0	0	0	0	141
B 漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
D 建設業	4	0	3	346	16	0	4	47	67	0	25	23	61	80	0	0	0	31	0	0	707
E 製造業	6	0	1	12	2,028	0	16	524	160	4	0	16	189	66	3	8	0	75	0	0	3,108
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	0	0	1	0	0	12	2	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	20
G 情報通信業	0	0	0	9	20		327	200	60	0	1	25	22	130	10	6	0	62	0	0	872
H 運輸業・郵便業	0	0	0	128	3	17	1,962	16	0	3	19	97	30	16	1	0	29	0	0	0	2,321
I 卸売業、小売業	2	0	0	18	223	4	52	1,011	680	0	12	41	245	521	4	13	0	168	0	0	2,994
J 金融業、保険業	0	0	0	0	0	0	0	228	17	18	2	16	4	33	0	0	0	1	0	0	319
K 不動産業、物品賃貸業	0	0	0	18	3	0	12	92	18	1	92	11	225	24	10	3	10	23	0	0	542
L 学術研究、専門・技術サービス業	2	0	0	15	23	0	92	321	85	2	9	108	73	113	7	66	2	111	0	0	1,029
M 宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	8	31	0	8	224	78	0	8	9	780	107	0	0	0	35	0	0	1,288
N 生活関連サービス、娯楽業	1	0	0	0	15	0	37	283	37	0	16	9	46	291	3	15	3	24	0	0	780
O 教育、学習支援業	0	0	0	0	2	4	9	115	9	0	3	7	48	27	26	207	0	5	0	0	462
P 医療、福祉	0	0	0	6	21	0	20	238	38	0	22	12	101	118	21	183	1	119	0	0	900
Q 複合サービス事業	0	0	0	0	21	0	0	151	7	0	0	0	18	0	0	5	10	17	0	0	229
R サービス業(他に分類されないもの)	0	0	0	21	90	0	90	2,073	388	3	22	70	232	475	5	27	5	1,240	0	0	4,741
S 公務(他に分類されるものを除く)	0	0	0	0	0	0	0	77	9	0	0	0	12	33	0	0	0	3	0	0	134
T 分類不能の産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	38	0	4	460	2,638	11	685	7,627	1,681	28	216	368	2,168	2,053	105	534	31	1,944	0	0	20,591

在籍型出向の活用による雇用維持への対応

産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）【コロナ特例】の廃止

- 事業の目的
新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元・出向先の双方の事業主に対して助成を行うもの。
- 主な要件

生産量要件 (出向元)	最近3か月間の月平均値が前年同期及び2019年同期に比べていずれも 5%以上減少 していること
----------------	--

		中小企業	中小企業以外
助成率	出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9 / 10	3 / 4
	出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4 / 5	2 / 3
	企業グループ内出向の場合	2 / 3	1 / 2
上限額		12,000円 / 1人1日あたり	

※ 新型コロナウイルス感染症が経済等に与えた影響と同様に経済等が悪化した場合において、在籍型出向に係る必要な施策を検討する

← 平時の施策へ移行

引き続き在籍型出向を活用した支援の実施

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）の活用

生産量要件	なし
賃金要件	労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも 5%以上上昇 させること

	中小企業	中小企業以外
助成率	出向元事業主の出向労働者の賃金に対する負担額（ただし出向前の通常賃金の概ね1/2が上限）に下記の率をかけた額	
	2 / 3	1 / 2
上限額	8,490円 / 1人1日あたり × 支給対象日数	

雇用調整助成金（出向）の活用

生産量要件 (出向元)	最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて 10%以上減少 していること
----------------	--

	中小企業	中小企業以外
助成率	出向元事業主の出向労働者の賃金に対する負担額（ただし出向前の通常賃金の概ね1/2が上限）に下記の率をかけた額	
	2 / 3	1 / 2
上限額	8,490円 / 1人1日あたり × 支給対象日数 × 330/365	

更に

（公財）産業雇用安定センター等による在籍型出向のマッチング支援等の強化

- 在籍型出向を利用したいと考えている事業主に対して、在籍型出向に対するマッチング支援と助成金の説明をワンストップで対応できるように、産業雇用安定センターと労働局（ハローワーク）が個別事業主に対して同行訪問を実施し、出向先を見つけるなど積極的なマッチング支援等を実施

在籍型出向を利用したい事業主に対する情報発信の強化

- 産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）を利用している事業主等に対する雇用調整助成金（出向）及び産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）のリーフレット等の送付及び助成金説明会の開催
- SNSを活用した積極的な情報発信

注 産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）は出向元・出向先の両方が支給対象だが、雇用調整助成金及び産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）は出向元のみが支給対象。
産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）は企業グループ内出向についても支給対象だが、雇用調整助成金及び産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）は支給対象とはならない。